

奈良県暴力団排除条例施行規則及び奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年5月19日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐

奈良県公安委員会規則第4号

奈良県暴力団排除条例施行規則及び奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する
規則

(奈良県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月奈良県公安委員会規則第6号）
の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「奈良県公報への登載及びインターネットの利用」を「公安委員会
のホームページへの掲載」に改める。

第7条第6項中「公安委員会の」を「公安委員会のホームページに掲載するととも
に、公安委員会の」に、「、掲示」を「、掲載及び掲示」に改める。

(奈良県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）
の一部を次のように改正する。

第9条の3中「公安委員会の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他
の方法により」に改める。

第18条の5第4項中「公安委員会」を「公安委員会のホームページに掲載すると
ともに、公安委員会」に改める。

第18条の6第3項中「掲示による通知」を「公示送達」に、「により」を「を公
安委員会のホームページに掲載するとともに、公安委員会の掲示板に掲示すること
によって」に改める。

第18条の8第4項中「公安委員会」を「公安委員会のホームページに掲載すると
ともに、公安委員会」に改める。

第18条の18中「公安委員会の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用そ
他の方法により」に改める。

別記様式第17号の2の10を次のように改める。

別記様式第17号の2の10 (第18条の6関係)

第	年	月	号 日
弁 明 通 知 書			
(住所)			
(氏名) 殿			
奈良県公安委員会			
あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。			
なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。			
記			
この弁明通知書の番号	第 号		
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)		
予 定 さ れ る 納 付 命 令 の 内 容	金 円 の放置違反金の納付命令		
根拠となる法令の条項	道路交通法 第51条の4 第4項		
納 付 命 令 の 原 因 と な る 事 実	あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。 <input type="checkbox"/> 違反日時 年 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 違反場所 <input type="checkbox"/> 違反車両番号 <input type="checkbox"/> 違反態様 道路交通法 第 条 第 項 違反		
弁 明 書 の 提 出 先	奈良県公安委員会 (〒630—8578 奈良市登大路町80番地 奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策第一係)		
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着		
備 考	年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。		

注 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
- 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

(裏)

1 早期に手続を終結させたい方へ(仮納付制度)

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終結させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされますので(道路交通法第51条の4第10項)、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます(道路交通法第51条の4第12項)。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日(表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日)です。仮納付の期限経過後は、同封の(仮)納付書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、(仮)納付書記載の金融機関です。
- (3) 仮納付するときは、同封の(仮)納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。(仮)納付書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を奈良県公安委員会のホームページに掲載するとともに、奈良県公安委員会の掲示板(奈良市登大路町)に掲示して行います。

照 会 先

〒630—8578 奈良市登大路町80番地
奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策第一係
電話(0742)—23—0110

○ 車検拒否制度に関するお知らせ

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

○ 車両の使用制限命令に関するお知らせ

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。